○法務省告示第六十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

法務大臣　小川　敏夫

平成二十四年二月二十一日

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社丸吉製作所	千葉県山武市松尾町高富千五百四十五番地の二百二十	金属プレス加工

○法務省告示第六十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

法務大臣　小川　敏夫

平成二十四年二月二十一日

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社柳製作所	群馬県太田市寺井町甲七百二十四番地の一	金属プレス加工
株式会社カイセ工業	東京都町田市成瀬が丘三丁目四番地三	金属プレス加工

○法務省告示第六十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

法務大臣　小川　敏夫

平成二十四年二月二十一日

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社金武産業	岐阜県加茂郡坂祝町黒岩千五百七番地の二	金属プレス加工

○法務省告示第六十四号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年二月二十一日

法務大臣　小川　敏夫

認証紛争解決事業者の名称及び住所

香川県司法書士会

香川県高松市西内町十番十七号

認証年月日

平成二十四年二月六日

○外務省告示第四十号

バヌアツ共和国政府は、「千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約」の加入書を平成二十三年十二月二日に世界知的所有権機関の事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十四年三月十四日にラオス人民民主共和国について効力を生ずる。

（平成二十三年十二月十四日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十四年二月二十一日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第四十一号

ラオス人民民主共和国政府は、「千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」の加入書を平成二十三年十二月十四日に世界知的所有権機関の事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十四年三月十四日にラオス人民民主共和国について効力を生ずる。

（平成二十三年十二月十四日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十四年二月二十一日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第四十二号

モンテネグロ政府は、「国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブール協定」の加入書を平成二十四年一月六日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同協定は、平成二十五年一月六日にモンテネグロについて効力を生ずる。

（平成二十四年一月六日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十四年二月二十一日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第四十三号

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則第49.6(a)から(e)までの規定は、平成十四年十月一日に、特許協力同盟の総会の決定により修正され、特許庁は、同規則第49.6(f)に規定する通告を平成十四年十二月四日付けで国際事務局に行っていたところ、特許庁は、同通告を撤回し、平成二十四年四月一日より同規則第49.6(a)から(e)までの規定は、我が国について効力を生ずる旨の通告を平成二十四年一月十六日付けで国際事務局に行った。

平成二十四年二月二十一日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第四十四号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表3に関し、日本国政府は、政府調達に関する委員会に対し、同協定第二十四条6の規定に従い、次のような修正を行う旨の通報を行い、同修正は、同条6の規定に従い、平成二十四年一月八日に効力を生じた。

（平成二十四年一月十八日付け世界貿易機関事務局長確認書）

平成二十四年二月二十一日

外務大臣　玄葉光一郎

附属書Ⅰの日本国の付表3の産品及びサービスの機関の表のそれぞれの2B群中、「独立行政法人北海道開発土木研究所」を削る。

○文部科学省告示第二十五号

重要無形文化財竹工芸の保持者早川修平（五世早川尚古齋平成十五年文部科学省告示第百二十四号）は、平成二十三年十二月七日死亡したので、当該保持者の認定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により解除された。

平成二十四年二月二十一日

文部科学大臣　平野　博文

○農林水産省告示第四百四十号

平成十八年三月三十一日農林水産省告示第五百五号（みなみまぐろの年間の漁獲量の限度の割当ての基準を定める件）第二号の規定に基づき、みなみまぐろの年間の漁獲量の限度の合計の上限として農林水産大臣が定める量を次のように定める。

平成二十四年二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間のみなみまぐろの漁獲量の限度の合計の上限は、二千五百十九トンとする。

○農林水産省告示第四百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市大川町駒鳴字水穴四二五七の二、四二五八の一、四二六〇の一、四二六三、四二六四、四二六八から四二七一まで、四二七四の一、四二七四の四、四二七四の五、四二七四の一三、四二七五、四二七六の一、四二七九、四二八〇、四二八一の一、四二八一の二、四二八二、四二八四から四二八六まで、四二九二の三、四二九二の四、四二九三から四二九五まで、四三一〇、四三二四の一、四三二五の一、四三二六の一、四三二六の二、四三三一の一、四三三五の一、西松浦郡有田町古木場字上古木場甲一一〇一、甲一一一〇、甲一一一一、甲一一五、甲一一九、甲一一二二の二、甲一一二三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。